

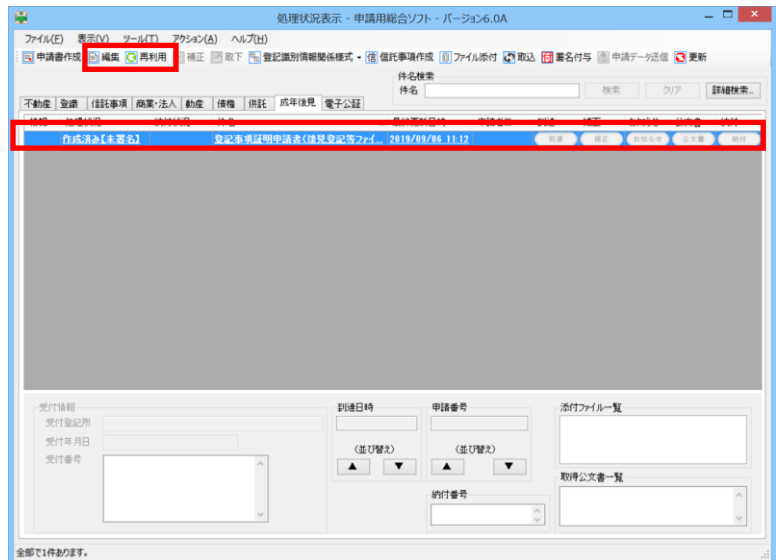
様式の最新化について

旧様式で成年後見登記手続の申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

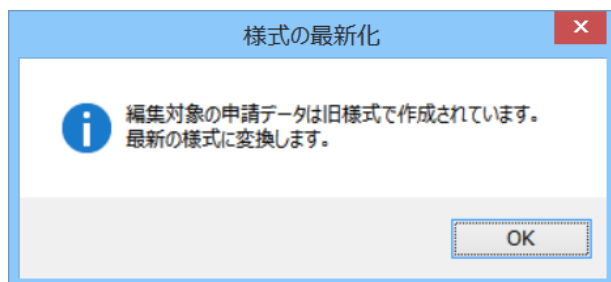
- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) なお、対象となる様式は、以下のとおりです。

[成年後見登記手続]

登記事項証明申請書(後見登記等ファイル用)

閉鎖登記事項証明申請書(閉鎖登記ファイル用)

登記されていないことの証明申請書(後見登記等ファイル用)

閉鎖登記されていないことの証明申請書(閉鎖登記ファイル用)